火災から大切な「命」を守るため、みなさんのご家庭に

住宅用火災警報器等の設置が義務化されました！

平成１８年６月１日　施行

新居浜市消防本部作成

住宅火災による全国の死者は、90 年代初めは 800 人台でしたが、03 年 04 年はいずれも 1000 人を超えるなど増加傾向となっています。死者が出るのは深夜の火災で、死亡原因の約 7 割を占めているのが逃げ遅れとなっています。そこで、国は住宅火災による死者を減らすため、消防法を改正し住宅等に住宅用防災機器（住宅用防災警報器又は住宅用防災警報設備）従来の住宅用火災警報器等の設置を義務付けることとしました。

住宅用火災警報器等の設置及び維持の基準等については、市火災予防条例で定められています。

対象となる住宅は？

- 戸建住宅
- 併用住宅（住宅部分に限ります）
- 共同住宅等（共用部分を除きます）

設置場所は？・・・・詳しくは、別紙「警報器の設置場所」

設置義務

- 寝室（みなさんの寝る部屋に設置します）
- 階段（寝室がある階などの階段に設置します）
- 廊下（部屋の数や使い方により、必要な場合があります）

努力義務

- 台所（設置義務となる場所ではありませんが、設置をお勧めする場所です）

設置しなければならない時期は？

① 新築住宅等については、平成１８年６月１日以降に着工する建物は設置しなければなりません。

② 既存住宅については、新居浜市では平成 23 年６月をもって猶予期間が終りとなり、設置が義務化されています。

設置する機器はどんなもの？

住宅用火災警報器は火災による煙や熱を感知し、ブザー等の警報音で火災を早期に気付かせるものです。（煙式）と（熱式）の機器がありますが、条例で義務化する場所には（煙式）を設置しなければなりません。調理などにより煙又は水蒸気が発生する台所などには（熱式）の設置をお勧めします。

天井取付け型

壁取付け型

■天井又は壁の高いところに取り付けます。

■電池タイプと電源タイプがあります。

機種によっては、次の付加機能をもつものもあります。

■機能に異常がある場合、自動的に警報ブザーを鳴らすもの

■警報を一時的に止めることができるもの

■電池交換が長期間不要なもの

機器のタイプ

≪**単独型**≫火災を感知した警報器だけが警報音等を出します。

≪**連動型**≫火災を感知した警報器だけでなく、接続されているすべての警報器が警報音等を出します。

※住宅用火災警報器のほかに住宅用自動火災警報設備もあります。火災を感知する「感知器」、感知器からの信号を受けて火災発生場所を表示し警報を出す「受信機」から構成されるシステムです。

警報器の取付け位置は？・・・　天井か壁のどちらかに取付けてください

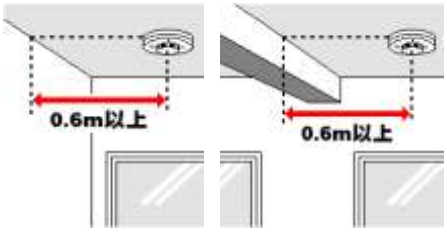

天井に設置する場合は、警報器の中心を壁・はりから 0.6m以上離して設置します。（熱式のものは 0.4m以上離して設置します。）

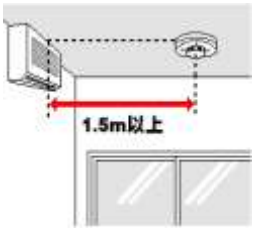

エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から 1.5m以上離して設置します。

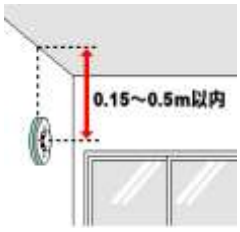

壁に設置する場合は、警報器の中心が天井から 0.15m～0.5m以内の位置に設置します。

※熱式のものは、コンロの真上付近など、通常の調理時に高温になるおそれのある場所を避けて設置します。

警報器の価格の目安は？・・・機能の違いにより価格に差があります

価格については、メーカー機能等により異なりますが一個約 3,000 円から 15,000 円程です。
注意：購入の際には、日本消防検定協会の「鑑定マークＮＳ」のついたものを選びましょう。

購入する店は？

警報器の取扱いは、一般的に消防設備取扱店が考えられますが、家電販売店、ホームセンター等でも取扱われることが予想されます。警報器はクーリングオフの対象です。

日頃の手入れは？・・・　ご購入された警報器の取扱説明書を必ずお読みください

- 警報器の点検　みなさんのご家庭で簡単にできます。訪問業者などによる点検を受ける必要はありません。本体の押しボタンか引きひもで警報音の作動試験ができます。１ヶ月１回程度をおすすめします。
- 誤作動に注意　煙の出る殺虫剤を使うときは煙式の警報器等をビニールで覆うか、電池を切ってください。風呂などから出る大量の湯気で、煙式の警報器が作動することもまれにあります。
- 警報器の交換時期は概ね 10 年を目途にして交換してください。機器に交換期限を表示することになっています。（自動試験機能付きの機器を除く）

悪質な訪問販売に注意！・・・　契約する前に確認して

火災警報器の設置義務化に便乗した、訪問販売などによる不適正取引と考えられる事例が全国で発生しています。市内でも同様なトラブルの発生が心配されます。次の事項を確認して下さい。

■「今だけです！」「あなただけです！」などと契約を急がせる業者には要注意！
■　公的機関の職員が一般家庭を訪問し、火災警報器を販売することはありません！
■　火災警報器は個人でも容易に取り付け可能なものもあります。設置する際は他の業者などと見積もりを比較するなど、納得の上で設置して下さい。
■　火災警報器の訪問販売は「特定商取引に関する法律」に基づくクーリング・オフの制度の対象です。
　●悪質な訪問販売に関する相談　新居浜市消費生活センター　℡0897-65-1206

問合せ先・・・　わからないときは気軽にどうぞ

■新居浜市消防本部予防課　℡0897-65-1342
■財団法人日本消防設備安全センター『住宅用火災警報器相談室』0120-565-911（フリーダイヤル）

警報器の設置場所・・・　自分のご家庭にあてはまる例をさがしてください（寝室のある階に着目）

必ず設置する場所

① **寝室**：普段寝る部屋に設置します。子供や老人の部屋なども、寝る部屋に使われている場合は、設置が必要です。

② **階段**：寝室がある階の階段に設置します。寝室が１階※１にある場合は設置不要です。

S 警報器（煙式）

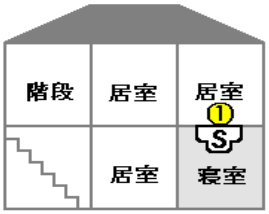

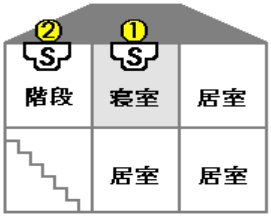

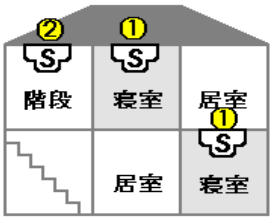

条件により設置する場所（３階建て以上の場合）

③ **階段**：３階建て以上の住宅で、寝室がある階から２つ下の階の階段に設置します。その直上階の階段に警報器がある場合は設置不要です。

④ **階段**：３階建て以上の住宅で、寝室が１階※１のみにあり、その階から２つ以上うえの階に寝室以外の居室※２がある場合の最上階の階段に設置します。

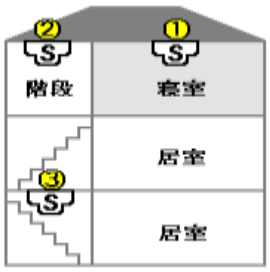

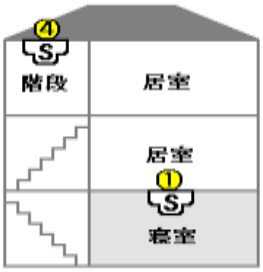

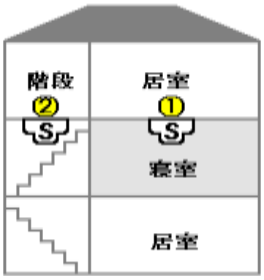

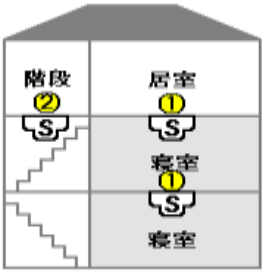

※１：一般に、直接地上へ通ずる出入口のある階のことをいいます。

※２：居間、寝室、台所、応接室、書斎などを居室といいます。玄関、廊下、便所、浴室、納戸などは居室に該当しません。

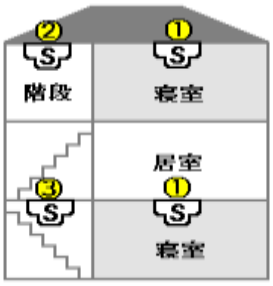

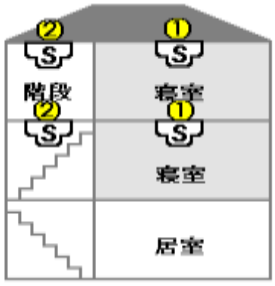

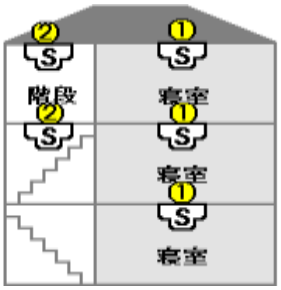

⑤ **廊下**：①～④にあてはまらず警報器を設置する必要がなかった階（寝室がなかった階）でも７㎡（４畳半）以上の居室※２が５以上ある場合の廊下に設置します。廊下がない場合は階段に設置します。

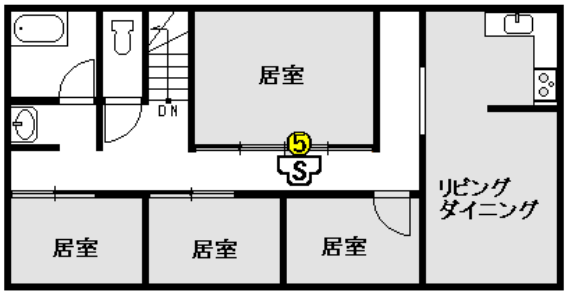

努力義務の場所

⑥ **台所**：火気を使用する機器等のある台所に設置します。調理などで煙や水蒸気が発生する場合は**熱式（定温式）**の警報器を設置します。